

## 東浦町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、東浦町財産管理規則（昭和53年東浦町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(賃借人の選定等)

第2条 賃借人の選定は、原則として、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により選定するものとする。

2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(最低貸付料)

第3条 貸付けに係る最低貸付料は、別に定める基準により適切に算定した額とする。

(貸付けの方法、期間等)

第4条 貸付けの方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 建物の床面積の余裕部分の貸付け 原則として、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

(2) 建物等の敷地の余裕部分の貸付け 民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借契約によることを原則とし、臨時設備の設置が必要な場合には借地借家法第25条の一時的な借地権の設定によるものとする。

2 貸付期間は、5年以内とし、貸付期間の更新は、行わないものとする。

3 第1項第1号の貸付けに際し、前項の貸付期間について周知を図るため、入札公告時に、自動販売機の設置に係る町有財産有償貸付契約についての注意事項（様式第1）を配付するものとする。

4 契約期間満了の1年前から6月前までの間に、賃借人に対し、自動販売機の設置に係る町有財産有償貸付契約終了について（様式第2）により契約の終了を通知するものとする。

5 契約書は、建物の貸付においては、町有財産建物有償貸付契約書（様式第3）土地の貸付においては、町有財産土地有償貸付契約書（様式第4）を例として所要の契約書を作成するものとする。

(貸付面積)

第5条 行政財産の貸付面積は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定に基づき行政財産の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(貸付料等の算定及び改定)

第6条 貸付料は、落札価格（建物又は土地で消費税及び地方消費税の対象となる場合には、入札書に記載された金額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じ

て得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

- 2 貸付料は、契約期間中は改定しないものとする。
- 3 光熱費は、設置者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより算定するものとする。
- 4 水道水を使用する場合の水道使用料は、設置者においてあらかじめ給水管に設置した専用メーターにより算定するものとする。

（貸付料等の納付）

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特段の事情があると町長が認める場合は、均等分割により納付させることができる。

- 2 光熱水費は、原則として、4月分から9月分までを10月に、10月分から3月分までを4月に納付させるものとする。
- 3 賃借人が納付期限までに貸付料又は光熱水費を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に年14.6パーセントの割合を乗じて算出した額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

（用途の指定等）

第8条 貸付けの契約を締結するときは、賃借人に対して、規則第26条第1項の規定に基づき、当該貸付財産の用途を自動販売機の設置場所に指定するものとする。

- 2 前項の規定により指定した用途（以下「指定用途」という。）の変更は、行わないものとする。
- 3 町長は、貸付期間中において、定期又は随時に実地調査を実施し、賃借人による貸付財産を指定用途に供する義務その他の契約に基づく義務の履行状況について確認するとともに、賃貸借に係る自動販売機の売上状況について報告させるものとする。

（原状変更及び権利の転貸等の禁止）

第9条 賃借人が、貸付財産の原状を変更することは、認めないものとする。

- 2 貸付財産の転貸及び賃借権の譲渡は、認めないものとする。

（契約の義務違反に対する措置）

第10条 町長は、貸付けの契約に定める義務の違反を確認した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（1）貸付期間中に貸付財産を指定用途以外の用途に供した場合 次に掲げる措置

- ア 貸付料の1年分に相当する額（以下「貸付料年額」という。）の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を相手方に通知する。
- イ アの規定による通知後、相当期間内に指定用途に供しない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明け渡しを求めるものとする。

(2) 転貸又は賃借権の譲渡をした場合 次に掲げる措置

ア 貸付料年額の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めてその取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を相手方に通知するものとする。

イ アの規定による通知後、相当期間内に取消しの措置を取らない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明渡しを求めるものとする。

(3) 実地調査及び報告の拒否等をした場合 直ちに是正を求め、是正に応じない場合は、貸付料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

(適用除外)

第11条 自動販売機の設置については、入札による行政財産の貸付けを原則とするが、次の事由に該当するものについては、行政財産の特別使用の許可により対応することができるものとする。

(1) 施設内の食堂、売店等を貸し出す場合で、自動販売機と一体的な管理及び運営をすべきものと判断されるもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定により福祉関係団体が設置に努めるよう位置づけられているもの

(3) 施設の管理を指定管理者その他外郭団体をして行わせる場合で、その得られる収入が、管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されるもの

(4) 施設の用途廃止を5年以内に予定しているもの

(5) 極めて短期的な設置であるなど入札に付することが困難と判断されるもの

(6) 町長が必要と認めるもの

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の東浦町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱の規定は、施行日以後に行われた契約に係る貸付けについて適用し、施行日前に行われた契約に係る貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関す

る要綱の規定は、施行の日以後に行われる契約に係る貸付けについて適用し、施行の日前に行われた契約に係る貸付けについては、なお従前の例による。

様式第1（第4条関係）

自動販売機の設置に係る町有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約が町と同じ賃借人との間で締結される場合を除く。）

記

1 入札日 年 月 日

2 貸付物件名

物件 番号	財産名称	設置場所	設置 台数	貸付 面積	貸付期間
				m <sup>2</sup>	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2（第4条関係）

年 月 日

（賃借人）様

東浦町長

印

自動販売機の設置に係る町有財産有償貸付契約終了について（通知）

東浦町が貸し付けている下記物件については、年 月 日に期間の満了により賃貸借契約が終了します。

記

1 入札日 年 月 日

2 貸付物件名

物件 番号	財産名称	設置場所	設置 台数	貸付 面積	貸付期間
				m <sup>2</sup>	年 月 日から 年 月 日まで

様式第3（第4条関係）

町有財産建物有償貸付契約書

貸貸人東浦町 と賃借人 とは、次の条項により町有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸貸人、賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

物件番号	財産名称	設置場所	設置台数	貸付面積
				m <sup>2</sup>

（用途の指定）

第3条 賃借人は、貸付物件を直接、自動販売機の設置場所（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙約款及び仕様書の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないの  
で、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める貸付期間の満了時において、  
本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間  
の延長は行わないものとする。

2 貸貸人は、前条に定める期間満了の1年前から6月前までの期間に賃借人に対し、  
貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 <落札価格> 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

（貸付料の支払）

第7条 賃借人は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、賃貸人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年度	貸付料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	納入期限
年度	円	円	年 月 日
年度	円	円	年 月 日
年度	円	円	年 月 日

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、免除する。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人と賃借人とが協議の上、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃貸人と賃借人が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

賃貸人 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地  
知多郡東浦町  
代表者 東浦町長

賃借人 住 所  
氏 名  
名称及び代表者氏名



様式第4（第4条関係）

町有財産土地有償貸付契約書

貸貸人東浦町 と賃借人 とは、次の条項により町有財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸貸人、賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

物件番号	財産名称	設置場所	設置台数	貸付面積
				m <sup>2</sup>

（用途の指定）

第3条 賃借人は、貸付物件を直接、自動販売機の設置場所（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙約款、仕様書及び貸付物件一覧の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 <落札価格> 円

（貸付料の支払）

第7条 賃借人は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、貸貸人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年度	貸付料	納入期限
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、免除する。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人と賃借人とは協議の上、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃貸人と賃借人が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

賃貸人 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地  
知多郡東浦町  
代表者 東浦町長

賃借人 住 所  
氏 名  
名称及び代表者氏名